

広島県告示第九百十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三次市（君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。）、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町及び世羅郡世羅町

二 対象となる特定計量器

ひょう量一トン以上の大型ばかり

三 検査の実施時期

令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会